

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成23年6月21日
【会社名】	サンエツ金属株式会社
【英訳名】	SAN-ETSU METALS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 釣谷 宏行
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	富山県高岡市吉久一丁目4番1号
【縦覧に供する場所】	サンエツ金属株式会社東京支店 (東京都千代田区岩本町二丁目8番8号) サンエツ金属株式会社大阪支店 (大阪市西区北堀江一丁目1番24号) サンエツ金属株式会社名古屋支店 (名古屋市中区大須四丁目1番18号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長釣谷宏行は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されています内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度の末日であります平成23年3月31日を基準日として、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

財務報告に係る内部統制の評価にあたっては、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価しました。その評価結果を踏まえて決定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす虚偽記載リスクとそれを合理的なレベルまで低減する統制上の要点を識別し、内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。

当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスの評価範囲については、連結売上高を指標として、その2/3に達するまでの事業拠点を重要な事業拠点として選定しました。当該重要な事業拠点において、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目であります「売上高」、「売掛金」及び「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価対象としました。さらに、財務報告への金額的及び質的影響を勘案して、重要性が高いと判断された特定の業務プロセスについても評価対象として追加しました。

## 3【評価結果に関する事項】

以上の評価結果に基づき、平成23年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。